

緊急保育とは

保護者の疾病、出産、看護(家族の入院)などにより緊急に保育を必要とするお子さんを、一時的に保育する制度です。定員に空きのある場合で受入児童数は各園1名です。

北区内に住所を有しており、各園の入所可能な月齢(年齢)から小学校就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんで、次の理由で保育を必要とする場合に利用できます。

- (1)保護者が死亡または行方不明で不在のとき
- (2)保護者が疾病または出産で入院するとき(出産の場合は入院期間中のみ)
- (3)保護者が緊急に治療が必要な疾病で通院するとき(自宅療養は利用できません)
- (4)保護者が親族等の看護にあたる時
- (5)保護者が災害復旧活動に従事するとき
- (6)保護者が北区内に住む親元で出産するとき(区外の方も利用可、入院期間中のみ)

ご注意ください !!!

緊急保育は、保護者が保育できない緊急の状況の場合にご利用いただく制度です。1か月を越えるような、長期の利用を希望される方につきましては、緊急保育の利用期間内に、認可保育園の利用申請をしていただくなど他の保育手段を必ずお探しいただいております。

保育日及び保育時間

- 月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時(祝日(振替休日含む)・年末年始は除く)
 - ※8か月未満のお子さんは月曜日～金曜日の午前8時30分～午後4時30分までです。
 - ※やむを得ない場合、午前8時～午前8時30分、午後5時～午後6時まで延長が可能です。

保育期間

- 緊急保育でお預かりできる期間は、原則として1か月以内です。
- 申込日の翌日以降からお預かりします。
(ただし、職員配置の都合上、土曜日を通園初日にすることはできません)

申し込み

- 緊急保育を実施している保育園にお問い合わせのうえ、お申し込みください。
- 受付時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(受付は1か月前からできます)
 - ※保育を必要とする状況確認の為、必要書類(診断書や入院計画書、母子手帳の写しなど)のご提出をお願いしています。

必要書類等

- 緊急に保育を必要とする理由により異なります。

詳しくは、各緊急保育実施園または保育課保育運営係までお問い合わせください。

例	住所確認用	健康保険証・免許証など
	保育要件の確認用	診断書・母子手帳・入院診療計画書など

※これらの書類は、コピー後お返しします。

保育時間と保育料(児童一人あたり)

保 育 時 間	保 育 料 等	
午前8時30分 ~ 午後5時00分 (基本時間)	1,200円	(基本保育料のみ)
午前8時00分 ~ 午後5時00分 午前8時30分 ~ 午後5時30分	1,350円	基本保育料 1,200円 延長料金 150円
午前8時00分 ~ 午後5時30分 午前8時30分 ~ 午後6時00分	1,500円	基本保育料 1,200円 延長料金 300円
午前8時00分 ~ 午後6時00分	1,650円	基本保育料 1,200円 延長料金 450円

※8か月未満のお子さんは、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までです。

※同日にきょうだい2人以上で通園した場合、2人目以降の基本保育料は600円となります。

(延長料金は同額です)

- 保育料等は、通園した日数分となります。
- 保育料等は、1週間に1回保育園から発行される納入通知書により、速やかに金融機関でお支払ください。
- 保育料等には、食事代とおやつ代が含まれています。
- 生活保護世帯の児童の場合は、添付書類(生活保護受給者証等)についてお問合せください。

ご用意いただくもの

- ・バスタオル(2本) ・上履き用のくつ(1足) ・着替え(1組以上)
- ・手拭き用タオル ・おむつ(必要に応じて) 等

その他

- アレルギーや持病等のあるお子さんは、医師の診断書が必要になる場合があります。
- 緊急保育は一時的な保育制度です。原則として同一の要件で複数回のお申込みはできません。